

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	福祉医療 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明和町は、福祉医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

明和町長

公表日

令和7年10月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療に関する事務
②事務の概要	明和町福祉医療費の助成に関する条例(平成13年条例第17号)に基づき、乳幼児、小学生、中学生、ひとり親家庭の児童及び養育者、身体障害者手帳等の所持者に対して医療費助成の事務を行う。
③システムの名称	1. 福祉医療(子ども医療、一人親家庭等医療、障害者医療)システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉医療(資格、給付)情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【番号法】 ・番号法第9条第2項 明和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・町番号条例第4条第1項および別表第2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・町番号条例第4条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉総合支援課
②所属長の役職名	福祉総合支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0566-52-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉総合支援課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7115

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、申請書記載の個人番号及び本人情報のデータベース入力や、特定個人情報の記載がある申請書の保管や廃棄は複数人で行うことを厳守しているので、人為的ミスが発生するリスクの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者は、離席時のログアウトを徹底している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	平成28年9月20日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成29年6月15日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	平成28年9月20日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成30年8月31日	Ⅰ. 5. ①部署	長寿健康課	福祉ほけん課	事後	
平成30年8月31日	Ⅰ. 5. ②所属長	長寿健康課長 菅野 由美	福祉ほけん課長	事後	
平成30年8月31日	Ⅰ. 8. 連絡先	長寿健康課	福祉ほけん課	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ. 1対象人数	平成29年5月31日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ. 2取扱者数	平成29年5月31日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ. 1対象人数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ. 2取扱者数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ. リスク対策	(様式変更に伴う記載内容追加)	Ⅳ全体を新たに記載	事後	
令和2年10月16日	Ⅰ. 5. ①部署	福祉ほけん課	住民ほけん課	事後	
令和2年10月16日	Ⅰ. 5. ②所属長の役職名	福祉ほけん課長	住民ほけん課長	事後	
令和2年10月16日	Ⅰ. 7. 請求先	総務課	総務防災課	事後	
令和2年10月16日	Ⅰ. 8. 連絡先	福祉ほけん課	住民ほけん課	事後	
令和2年10月16日	Ⅱ. 1対象人数	令和1年5月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	
令和2年10月16日	Ⅱ. 2取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	
令和3年8月20日	Ⅰ. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第14号及び特定個人情報保護委員会規則	番号法第19条第8号	事前	番号法第19条に係る改正の施行日に先立ち、事前に公表
令和3年8月20日	Ⅱ. 1対象人数	1000人未満	1000人以上1万人未満	事後	
令和3年8月20日	Ⅱ. 1対象人数	令和2年9月30日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	
令和3年8月20日	Ⅱ. 2取扱者数	令和2年9月30日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ. 1対象人数	令和3年8月20日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月17日	Ⅱ. 2取扱者数	令和3年8月20日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	
令和5年7月7日	Ⅱ. 1対象人数	令和4年6月17日 時点	令和5年7月7日 時点	事後	
令和5年7月7日	Ⅱ. 2取扱者数	令和4年6月17日 時点	令和5年7月7日 時点	事後	
令和6年7月12日	Ⅰ. 1. ③システムの名称	1. 福祉医療(子ども医療、一人親家庭等医療、障害者医療)システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 福祉医療(子ども医療、一人親家庭等医療、障害者医療)システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和6年7月12日	Ⅰ. 5. ①部署	住民ほけん課	福祉総合支援課	事後	
令和6年7月12日	Ⅰ. 5. ②所属長の役職名	住民ほけん課長	福祉総合支援課長	事後	
令和6年7月12日	Ⅰ. 7. 請求先	総務防災課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111	総務課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111	事後	
令和6年7月12日	Ⅰ. 8. 連絡先	住民ほけん課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7116	福祉総合支援課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7115	事後	
令和6年7月12日	Ⅱ. 1対象人数	令和5年7月7日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年7月12日	Ⅱ. 2取扱者数	令和5年7月7日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年12月12日	Ⅱ. 1対象人数	令和6年7月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月12日	Ⅱ. 2取扱者数	令和6年7月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月12日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	十分である	事前	評価書の見直し作業による
令和6年12月12日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	十分である	事前	評価書の見直し作業による
令和6年12月12日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	なし	6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	事前	評価書の見直し作業による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月12日	I . 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)8,9,36,55,65,109の項 (別表第二における情報照会の根拠)8,9,36,55,65,109の項	事後	評価書の見直し作業による
令和7年6月30日	II - 1 いつの時点の計数か	令和6年12月12日 時点	令和7年6月30日 時点	事後	
令和7年6月30日	II - 2 いつの時点の計数か	令和6年12月12日 時点	令和7年6月30日 時点	事後	
令和7年10月10日	I . 3. ②法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・明和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【番号法】 ・番号法第9条第2項 - 明和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・町番号条例第4条第1項および別表第2	事前	番号法第19条に係る改正に伴う、省令削除に先立ち、事前に公表
令和7年10月10日	I . 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)8,9,36,55,65,109の項 (別表第二における情報照会の根拠)8,9,36,55,65,109の項	・番号法第19条第9号 ・町条例第4条	事前	番号法第19条に係る改正に伴う、省令削除に先立ち、事前に公表